第一 総則

一目的

この法律は、 社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、 所有者不明土地

 \mathcal{O} 利用の円滑化及び土地の所有者の効果的 な探索を図るため、 国土交通大臣及び法務大臣による基本方

針 の策定に ついて定めるとともに、 地域 福 利増進事業の実施 のた 8 0 措置、 所有者不 明 土地 \mathcal{O} 収 用 又は

使用 に関する土地 収 用法 の特例、 土地 \mathcal{O} 所有者等に関する情 報 \mathcal{O} 利 用 及び提供その 他 \mathcal{O} 特別 \mathcal{O} 措 置 を講

じ、 もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二定義

1 この法律にお いて「所有者不明土地」 とは、 相当な努力が 払われたと認められるものとして政令で

定める方法により探索を行 ってもなおその所有者の全部又は 部を確知することができない一 筆 。 仕

地をいうものとすること。

2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、 所有者不明土地のうち、 現に建築物 (物置その他

 \mathcal{O} 簡 易ない **構造** \bigcirc 建 築物 で一定規 **戍模未満** \mathcal{O} ものを除 く。 が 存 せず、 か つ、 業務 \mathcal{O} 別用その 他 \mathcal{O} 特 別 \mathcal{O} 用

途に供されていない土地をいうものとすること。

3 こ の 法律にお **,** \ て 地地 域福 利増進事業」とは、 次に掲げる事業であって、 地域住民その他の者の共

同 の 福 祉 又は利便の増進を図るために行われるものをいうものとすること。

(1)道路: 法による道路、 駐車場法による路外駐車場その 他一 般交通の用に供 する施設 の整備 に関する

事業

(2)学 校教育法による学校又はこれに準ずるその他 0 教育 のため \mathcal{O} 施 設 0 整備 に関する事 業

(3)社会教育法による公民館又は図書館法による図 書 館 \mathcal{O} 整 備 に関する事業

(4)社会福祉法による社会福 祉事業の用に供する施 設 の整備 に関する事業

(5) 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業

(6)公 園 緑地、 広場又 は 運 動 場 \mathcal{O} 整 備 に 関 はする事 業

(7)被災者 \mathcal{O} 居 住 \mathcal{O} 用 12 供 す る 住 宅 \mathcal{O} 整 備 12 関する事 業であって、 災害に際し 災害救 助法が適用され

た市町村の区域内において行われるもの

(8)購買施設、 教養文化施設その他 の施設で地域住民その他 この者の 共同の福祉又は利便の増 進に資す

る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 整備 に 関する事業であって、 (7) D 市 町 村 \mathcal{O} 区 .域内又は周辺地域において当該施設と同 種の

施設が著しく不足している区域内において行われるもの

(9)①から8までに掲げる事業のために欠くことができない通路、 材料置場その他の施設の整備に関

する事業

4 この法律にお いて「特定登記未了土地」とは、 所有権の登記名義 人の死亡後に相続登記等がされて

1 ない 土地であって、 公共の利益となる事 業 の円滑な遂行を図るため当該土地の所 有権の登記名義人

となり得る者を探索する必要があるものをいうものとすること。

(第二条関係)

第二 基本方針等

基本方針

1 国土交通大臣及び法務大臣は、 所有者不明土地 の利用の円滑化等に関する基本的な方針 (以下「基

本方針」という。)を定め、これを公表しなければならないものとすること。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

- (1) 所有者不明土地の利用の円滑化等の意義及び基本的な方向
- (2)所 有者不明 土 地 \mathcal{O} 利 用 の 円 滑 化等 \bigcirc ため \mathcal{O} 施 策に . 関 する基 本的 な 事 項
- (3)特定所有者不明土地を使用する地域福 利増進事業に関する基本的な事 項
- (4)特定登記未了土地の相続登記等の促進に関する基本的な事項
- (5)その他所有者不明土 地 の利用の円滑化等に関する重要事 項 (第三条関係)

国は、 所有者不明土地 \mathcal{O} 利用 \mathcal{O})円滑: 化等に関する施策を総合的に策定し、 及び実施する等の責務を有

するものとすること。

(第四条関係)

三 地方公共団体は、 所有者不明土地の利用の円滑化等に関し、 国との適切な役割分担を踏まえて、その

区 .域の実情に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有するものとすること。

(第五条関係)

第三 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置

1 地域福利増進事業の実施の準備

地域

福

利

増

進事

業

0

実

施

のため

0)

措置

地 域福利増進事業の実施 の準 備のため測量又は調査を行う必要があるときは、 その必要の限度にお

いて、 他人の土地 (特定所有者不明土地に限る。) に立ち入ることができるものとし、 当該測量又は

調査を行うに当たりやむを得ない必要がある場合には、 都道府県知事 の許可を受けて障 害物 \mathcal{O} 伐採等

をすることができるものとすること。

(第六条から第九条まで関係)

2 裁定による特定所有者不明土地の使用

(1) 地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、 当該事業を実施する区域内にあ

定申請書等を提出して、 る特定所有者不明土地を使用しようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事 次に掲げる権利 「土地使用権等」という。) の取得についての裁定 に対 裁

(以下

を申請することができるものとすること。

1 当該特定所有者不明土地の使用権(以下「土地使用権」という。)

口 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件 (一定の探索を行ってもなおその所有者の全部

又 は 部を確知することができない物件をいう。) の所有権又はその使用権 (以 下 「物件使 用権

という。)

(第十条関係)

(2)公告及び縦覧

イ 都道府県知事は、 裁定申請 (1)による裁定の申請をいう。) があったときは、 当該裁定申請に

係る事業が 地 域福 利]增進事 業に該当すること、 土地の適 正かつ合 理的 な利用に寄与するもの であ

ること等の要件のいずれにも該当するかどうかを確認しなければならないものとすること。

口 都道府県知事は、 裁定申請に係る事業がイの要件のいずれにも該当すると認めるときは、 裁定

申 請があった旨等の事項を公告し、 裁定申請書等を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供しな

ければならないものとすること。

(第十一条関係

(3)都道 府県知事 は、 裁定申請に係る事業が22イの要件のいずれかに該当しないと認めるとき又は特

定所有者不明土地の所有者等から公告事項について異議の申出があったときは、 当該裁定申請を却

下しなければならないものとすること。

(第十二条関係)

(4)都道· 府県知事は、 裁定申請をした事業者が土地使用権等を取得することが事業を実施するため必

要か つ適当であると認めるときは、 その必要の限度において、 土地使用 権等の 取得 に について 0 裁定

を J なければならない ものとし、 裁定において定める補償金の額については、 あらかじめ、 収 用委

員会の意見を聴かなければならないものとすること。

(第十三条関係)

(5)業に係る特定所 都道· 府県知事 有者 は、 不明 裁定をしたときは、 土 地 の所 有者等で知れてい 遅滞なく、 るものに文書で通知するとともに、 その旨等を、 裁定申請をした事業者及び当該事 公告しなけ

ればならないものとすること。

(第十四条関係)

(6)裁定について⑤による公告があったときは、 裁定の定めるところにより、 裁定申請をした事業者

は、 土地使用 権等を取得し、 特定所有者不明土地又は当該土地にある所有者不明物件に関するその

他 \mathcal{O} 権 利 は、 必 要な限度に お , , てその行使 (を制限されるものとすること。

(第十五条関係)

裁定申 ・請をし た事 業者 は、 土地 使用 権等を取得することにより特定所有者不明土 地 \mathcal{O} 所 有者等が

(7)

受ける損失を補償しなければならないものとすること。

(第十六条関係)

裁定申請をした事業者は、 裁定において定められた土地使用権等の始期までに、 当該裁定におい

(8)

て定められた補償金を特定所有者不明土地 の所有者等で確 知することができない ŧ O0 ために 供託

しなけ ればならず、 当該: 始 期 までに補償金 の供託をしないときは、 当該裁定は、 そ 0 時 以後その効

力を失うものとすること。

(第十七条及び第十八条関係)

(9) 土地等使用権の存続期間の延長

1 使用権者 (土地使用権等を取得した事業者をいう。) は、 土地等使用権 (土地使用権 又は物件

使用権をいう。 の存続期 間を延長して使用権設定土地 (土地使用権の目的となってい る土 一地を

いう。)を使用しようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事に対し、 土地等使用権

の存続期間の延長についての裁定を申請することができるものとすること。

口 都道府県知事は、 土地等使用権 の存続期間を延長することが事業を実施するため必要かつ適当

であると認めるときは、 その必要の 限度にお いて、 土地等使用権 の存続期間 の延長につい ての裁

定をしなければならないものとすること。

(第十九条関係)

使用権者は、 使用権設定土地の区域内等に、 当該使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供さ

(10)

れている旨を表示した標識を設けなければならないものとすること。

(第二十条関係)

相続人、 合併又は分割により設立される法人その他の使用権者の一般承継人は、 当該使用権者が

(11)

有していた裁定に基づく地位を承継するものとすること。

(第二十一条関係)

(12)使用 権者は 土地 使用 権等の全部又は一部を譲り渡そうとするときは、 都道府県知事 0) 承認を受

けなければならないものとすること。

(第二十二条関係)

(13)都道府県知事は、 使用権者がこの法律の規定に違反したとき又は正当な理由なく事業を実施して

1 ないとき等は、 裁定を取り消すことができるものとすること。

(第二十三条関係)

(14)使用権者は、 土地等使用権の存続期間が満了したとき又は裁定が取り消されたときは、 確知所有

者の全ての同意が得られた場合を除き、 使用権設定土地を原状に回復し、 これを返還しなければな

らないものとすること。

(第二十四条関係)

(15) 原状回復命令等

イ 都道 府県 知事 は、 個に違反した者に対し、 相当の期限を定めて、 使用権設定土地を原状に回復

することを命ずることができるものとすること。

口 都道府県知事は、イにより原状回復を命じようとする場合において、過失がなくて命ずべき者

を確 知することができず、違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、 当 該

原状回復を自ら行うことができるものとすること。

(第二十五条関係)

(16)報告及び立入検査について所要の規定を設けるものとすること。

(第二十六条関係)

特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例

1 収用 適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例

(1)起業者は、 土地収用 法の事 業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地内にある特定所

有者不明土地を収用し、 又は使用しようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事に対し

裁定申請書等を提出して、 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することが

できるものとすること。

(第二十七条関係)

(2)都道府県知事は、 裁定申請 (⑴による裁定の申請をいう。) があった場合においては、 起業者が

収用し、 又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁

定申請が相当でないと認めるときを除き、 裁定申請があった旨等を公告し、 裁定申請書等を当該公

告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならないものとすること。

(第二十八条関係)

(3)都道府県知事は、 裁定申請があった場合において、 起業者が収用し、 又は使用しようとする土地

が 特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当でないと認めるとき、

又は特定所有者不明土地の所有者等から公告事項について異議の申出があったときは、 当該裁定申

請を却下しなければならないものとすること。

(第二十九条関係)

(4)都道府県知事は、 (2)の縦覧期間 の経過後遅滞なく、 特定所有者不明土地の収用又は使用について

の裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、 かつ、 その所在地を管轄する登記所に、 裁定手 · 続 の

開 始 の登記を嘱託しなければならないものとすること。

(第三十条関係)

(5)土地収用法との調整について、所要の規定を設けるものとすること。

(第三十一条関係)

(6)都道府県知事は、 裁定申請をした起業者が事業を実施するため必要な限度において、 特定所有者

又は使用についての裁定をしなければならないものとし、

裁定において定める補償

不明土

地の収用

金 の額については、 あらかじめ、 収用委員会の意見を聴かなければならないものとすること。

(第三十二条関係)

(7)都道府県知事は、 裁定をしたときは、遅滞なく、その旨等を、 裁定申請をした起業者及び当該事

業に係る特定所有者不明土地の所有者等で知れているものに文書で通知するとともに、公告しなけ

ればならないものとすること。

(第三十三条関係)

(8)裁定について(7)による公告があったときは、 裁定に係る特定所有者不明土地について土地 収 用法

の権利取得裁決及び明渡裁決があったものとみなすものとすること。

(第三十四条関係)

(9)裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、 又は使用することにより所有者等が受ける損失の補償

12 つい て、 土 地 収 用 法 の規定を準 用するものとすること。

(第三十五条関係)

10 立入調査について所要の規定を設けるものとすること。

(第三十六条関係)

2 都市 計画事業について、 1の規定を準用するものとすること。

(第三十七条関係)

 \equiv 国の行政機関の長等 (国の行政機関 の長又は地方公共団体の長をいう。) は、 所有者不明土 地 0 適切

な管理の ため、 家庭 裁判所に対 し、 民法 の規定による不在者 Iの財 産 \mathcal{O} 管理 に . つ い ての必要な処分の 命令

又は 相 続 財 産 の管理 人の 選任 の請求をすることができるものとすること。

(第三十八条関係)

第四 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

一 土地所有者等関連情報の利用及び提供

1 都道 府県知事及び市町村長は、 地域 福 利増進事業等の実施 の準備の のため土地所有者等を知る必要が

あるときは、 その探索に必要な限度で、 その 保有する土地 所有 者等関連 清 報 (土地 所有者等と思料さ

れ る者の 氏 兄名又は 名称、 住所等の 情報をいう。) を内部で利用することができるものとすること。

2 都道 府県知事及び市町村長は、 地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため土地

所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、 その探索に必

要な限度でこれを提供するものとし、 国 一 及 び 地方公共団体以外の者に対し提供しようとするときは

あらかじめ、 本人の同意を得なければならないものとすること。

3 国の行政機関の長等は、 地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があると

きは、 その探索に必要な限度で、 当該土地に工作物を設置している者等に対し、 土地所有者等関連情

報の提供を求めることができるものとすること。

第三十九条関係

特定登記未了土 地 の相続登記等に関する不動産登記 法 の特例

1 登記官は、 公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、 土地の所有権の登記名

義 人に係る死亡事実の有無を調査した場合において、 当該土地が特定登記未了土地に該当し、 か つ 登

記名義人の死亡後一定期間を超えて相続登記等がされていない と認めるときは、 登記. 名義人となり得

る者を探索した上、 職権 で、 所有権 の登記・ 記名義· 入の 死亡後長期間 に わ たり相続登記等がされていない

土地である旨等を登記に付記することができるものとすること。

2 登記官は、 1の探索により土地の所有権の登記名義人となり得る者を知ったときは、その者に対し

当該 土地についての 相続登記 等の申請を勧告することができるものとし、 この場合において、 相続

登記等を申 請するために必要な情報を併せて通知するものとすること。

3 登記官は、 1及び2の施行に必要な限度で、 関係地方公共団体の長等に対し、 1の土地の所有権の

登記名義人に係る死亡事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報 の提 供を

求めることができるものとすること。

(第四十条関係)

第五 雑則

地 方公共団体の長は、 地域福 利増進事業等の 実施 の準備の のためその職員に土地所有者等の 探索に 関 す

る専門的 な知識を習得させる必要があるときは、 国土交通省の職員 (の派遣を要請することができるもの

とし、 国土交通大臣は、要請があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、

適任と認める職員を派遣するよう努めるものとすること。

(第四十一条及び第四十二条関係)

地方公共団体 は 地 域福 利増 進 事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地 を使用し しようとす

る者 の求 めに応じ、 所有者不明 土 地 の使用の方法に関する提案、 土地 の権 利関係又は評価に つい て特別

 \mathcal{O} 知識経験を有する者のあっせん等を行うよう努めるものとすること。

(第四十三条関係)

 \equiv 手数料、 権限の委任、 事務の区分、 省令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものと

すること。

(第四十四条から第四十八条まで関係)

第六 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとすること。

(第四十九条から第五十一条まで関係)

第七 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第三の一及び二等の規定は、 公布の日から起算して一年を超えない 、範囲内 に おい

て政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一項関係)

この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第二項関係)

三 地方自治法について所要の改正を行うものとすること。

(附則第三項関係)